出張者が、出張先から帰着した際は、すみやかに所定の「出張旅費精算書」を作成して、所属長の承認を受けたうえ、5営業部日以内に旅費の精算をしなければならない。

実費の支給を受けるときは、その支出を証明するため、精算書に領収証書となる書面 を添付しなければならない。

ただし、領収証書を徴することができないときは、支払報告書を提出することを要する。

別表

区分	宿泊費	日当	計	列車	用公用白	航空機
役員	15,000	4,000	19,000	グリーン	1等	ファース
						<u>۲</u>
部長	10,000	3,000	13,000	<i>11</i>	"	ビジネス
次・課長	8,000	2,500	10,500	普通車	2 等	エコノミ
						_
係長・主	7,000	2,000	9,000	"	"	"
任						
一般社員	6,000	1,800	7,800	"	"	1)